

医療従事者の賃金改善について

◇当院では、令和8年6月からの診療報酬改定に伴いまして、「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)」、「入院ベースアップ評価料36」を算定しております。
これは、医療従事者の処遇改善(賃金引き上げ)を目的として、診療報酬の中に設けられた評価料となります。

1.算定対象

- ・外来・在宅ベースアップ評価料:初診・再診時の外来患者様
- ・入院ベースアップ評価料:当院に入院されている患者様

2.対象職員

医師を除く当院に勤務する全職員

(看護職員・看護補助者・薬剤師・リハビリ職員・管理栄養士・事務職員等)

※令和8年改定により、40歳未満の勤務医も対象に追加されました。

◇加算による収入は、対象職員の基本給・手当・賞与等の賃金改善に充てられ、外来・入院医療サービスの質の維持・向上に活用されております。

ご理解・ご協力をお願いいたします。